

法人 春日部

第 62 号

(平成 7 年 4 月号)



社団法人 春日部法人会

春日部市大字樋堀 369-4 春日部商工会館内
TEL 048(761)3551 FAX 048(752)8244



蓮田市総合市民体育館「パルシー」

写真提供 蓮田地区会

[わが町]

蓮田市総合市民体育館「パルシー」

水と緑の豊かな蓮田に市民待望の多目的体育館が平成 6 年 11 月 20 日にオープンしました。

愛称も「パルシー」と市民公募の中から選ばれ、PAL(仲間)、HEALTHY(健康)を合成した可愛い愛称になり、諸設備も完備され、スポーツだけではなく、各種の式典や講演会、演奏会等に広く利用でき、市民の健康増進や文化活動の中心として又市民のコミュニケーションの場としてオープンしました。場所も市の中心に位置し、駐車場も広く、3,000人収容のアリーナの他にトレーニングルーム、武道場等も完備されております。

今後は蓮田のスポーツ、文化の発進基地となる事を期待する一施設です。

取材／蓮田地区会 飯野健三

全国 131 万社
の仲間がみんな
のために活
動しています。



税 務 署 だ よ り

消費税法の一部改正について③

I. 消費税の税率の引上げ

改正のポイント

消費税の税率が4%（現行3%）に引き上げられました（地方消費税と合わせた負担率は5%となります）。

(1) 適用関係

新税率は、別段の定めがあるものを除き、平成9年4月1日以後に、国内において事業者が行う資産の譲渡等及び保税地域から引き取られる外国貨物について適用され、同日前に、国内において事業者が行った資産の譲渡等及び保税地域から引き取った外国貨物については、なお従前の例（旧税率3%）によることとされています（改正法附則7）。

II. 中小事業者に対する特例措置の改正

一 事業者免税点制度

改正のポイント

1. 資本又は出資の金額が1,000万円以上である法人の設立当初の2年間については、納稅義務を免除しないこととされました。
2. 課稅事業者選択届出書等の提出に係る宥恕規定が新設されました。

1. 基準期間がない法人の納稅義務の免除の特例の創設

(1) 制度の概要

その事業年度の基準期間がない法人（社会福祉事業法第22条に規定する社会福祉法人等の一定の法人を除く。）のうち、当該事業年度開始の日における資本又は出資の金額が1,000万円以上である法人（以下「新設法人」という。）につ

いては、当該新設法人の基準期間がない事業年度における課稅資産の譲渡等について、納稅義務を免除しないこととされました（消法12の2）。（注）第3事業年度以降（基準期間がある課稅期間）の納稅義務については、原則どおり、基準期間の課稅売上高で判定することとなります。

(2) 適用関係

本特例は、平成9年4月1日以後に新設法人に該当することとなった事業者について適用することとされています（改正法附則9）。

なお、平成9年4月1日前に設立した法人であっても、同日以後に開始した事業年度開始の日において新設法人に該当する場合、つまり、設立当初の第2事業年度に該当する場合には、本特例が適用され納稅義務が免除されないことがあります。

2. 課稅事業者選択届出書等に係る宥恕規定の新設

(1) 改正の概要

事業者が、課稅期間開始前に課稅事業者選択届出書又は課稅事業者選択不適用届出書を提出できなかったことにつき、災害があった場合等やむを得ない事情がある場合の宥恕規定が新設されました（消法9⑧）。

具体的には、災害等やむを得ない事情により、当該届出書を提出できなかった場合に、税務署長の承認を受けた場合には、承認された課稅期間から届出書の効力を有することとする予定ですが、詳細については、今後、政令で定められることとなりました。

(2) 適用関係

平成9年4月1日から適用することとされています。

二 簡易課税制度

改正のポイント

1. 簡易課税制度の適用上限が2億円（現行4億円）に引き下げられました。
2. 簡易課税制度選択届出書等の提出に係る宥恕規定が新設されました。

1. 簡易課税制度の適用上限の引下げ

(1) 改正の概要

簡易課税制度は、中小事業者を対象に税額計算の簡素化を図るために設けられたものですが、基本的には、制度の定着や納稅事務の習熟の度合い等に応じてできるだけ多くの事業者に対して本則計算を求めていくことが本来の姿と考えられることから、今回、その適用上限が引き下げられることとなりました。

すなわち、簡易課税制度が適用される基準期間における課税売上高の上限が2億円（現行4億円）に引き下げられました（消法37①）。

(2) 適用関係

この改正は、平成9年4月1日以後に開始する課税期間から適用され、同日前に開始した課税期間については、なお従前の例によることとされています（改正法附則17①）。

2. 簡易課税制度選択届出書等に係る宥恕規定の新設

(1) 改正の概要

事業者が、課税期間開始前に簡易課税制度選択届出書又は不適用届出書を提出できなかつたことにつき、災害等やむを得ない事情がある場合の宥恕規定が新設されました（消法37⑤）。

具体的には、災害等やむを得ない事情により、当該届出書を提出できなかつた場合に、税務署長の承認を受けたときは、承認された課税期間から届出書の効力を有することとする予定です

が、詳細については、今後、政令で定められることとなります。

(2) 適用関係

平成9年4月1日から適用することとされています。

三 限界控除制度

改正のポイント

限界控除制度が廃止されました。

(1) 改正の概要

限界控除制度は、消費税導入に伴う納稅事務負担の増加や課税の影響に対応するための経過的な措置として位置づけられることから、今回、廃止されることとされました（旧消法40）。

(2) 適用関係

事業者（旧消費税法第40条第1項に規定する事業者）の平成9年4月1日前に開始した課税期間については、なおその効力を有することとされています（改正法附則20）。

なお、平成9年4月1日前に開始し、かつ、同日以後に終了する課税期間については、旧消費税法第40条第1項の規定により計算した限界控除税額が、次の算式により計算した金額を超える場合には、次の算式により計算した金額を当該課税期間に係る限界控除税額とすることとされています（改正法附則20）。

（算式）

$$10\text{万円} \times \frac{\text{適用日前の月数}}{12} + 8\text{万円} \times \frac{\text{課税期間の月数} - \text{適用日前の月数}}{12}$$

（注） 1 「適用日前の月数」とは、課税期間の初日から平成9年3月31日までの期間の月数をいいます。

2 月数は、暦に従って計算し1月末満の端数がある場合には、これを1月として計算します。

III. 仕入税額控除制度の改正

改正のポイント

1. 課税仕入れに係る仕入控除税額の計算は、課税仕入れに係る支払対価の額（税込金額）に105分の4を乗じた金額とすることとされました。
2. 仕入税額控除の適用を受けるためには、課税仕入れ等の内容を記載した帳簿を保存し、かつ、課税仕入れ等に係る請求書等を保存しなければならないこととされました。

1. 仕入控除税額の計算の改正

(1) 改正の概要

消費税率の引上げ及び地方消費税の創設に伴い、課税仕入れに係る消費税額の計算に当たっては、地方消費税相当額を考慮し、課税仕入れに係る支払対価の額（税込金額）に105分の4を乗じて計算した金額を仕入控除税額とすることとされました（消法30①、⑥）。

(2) 適用関係

平成 9 年 4 年 1 日以後に国内において事業者が行う課税仕入れについて適用し、同日前に国内において事業者が行った課税仕入れについては、なお従前の例（103分の3を乗じて算出）によることとされています（改正法附則 7）。

2. 帳簿、請求書等の保存関係の改正

(1) 改正の概要

① 仕入税額控除の適用要件の改正

現行のいわゆる「帳簿方式」については、控除税額の計算が原則として自己記帳に基づく帳簿により行われることについて、制度の信頼性の観点から疑問が提起されているところであり、こうした指摘を踏まえ、今回、仕入れの事実を記載した帳簿の保存に加え、請求書、領収書、納品書その他取引の事実を証する書類（インボイス）のいずれかの保存を税額控除の要件とする「インボイス方式」を採用することとされました。

すなわち、現行の仕入税額控除の適用要件は、課税仕入れ等の事実を記載した帳簿又は取引の相手方が作成した請求書等のいずれか

を保存することとされていますが、今回の改正において、これらの帳簿及び請求書等のいずれも保存することとされました（消法30⑦）。

これにより、インボイス方式の長所である課税・非課税判定の利便性、正確性、また、取引の証拠書類保存に伴う制度への信頼性をも確保することができると考えられます。なお、この方式は、現行の大部分の事業者間取引において、請求書等が交わされ保存されているという我が国の取引実態を尊重した方式であり、事業者に追加的事務負担をほとんど生ぜしめずに円滑な移行が可能と考えられます。

② 帳簿の記載事項及び請求書等の発行・保存に関する改正

イ 課税仕入れに係る支払対価の合計額が少額である場合その他の政令で定める場合には、法定事項を記載した帳簿を保存しているときは、適用要件を満たしているものと取り扱うこととされました（消法30⑦）。

なお、本特例の適用対象範囲については、今後、政令で定められる予定です。

ロ 卸売市場においてせり売又は入札の方法により行われる資産の譲渡等その他の媒介又は取次ぎに係る業務を行う者を介して行われる資産の譲渡等については、当該媒介又は取次ぎに係る業務を行う者が、通常、取引内容を記載した書類を作成している実態にかんがみ、これらの者が作成した書類に法定事項が記載されている場合には、当該書類は、請求書等と取り扱うこととされました（消法30⑨）。

ハ 百貨店等の消化仕入れ等の場合には、仕入れを行った百貨店等が、仕入明細書等を作成している実態にかんがみ、課税仕入れを行った事業者が、当該課税仕入れにつき、法定事項を記載した書類を課税仕入れの相手方に交付し、その確認を受けている場合には、当該書類は、請求書等とすることとされました（消法30⑨二）。

ニ 保税地域から引き取った課税貨物に関する帳簿の記載事項に、消費税額のほか地方消費税額も加えられる（消費税額との合計額での記載も可）とともに、輸入許可書等の保存も要することから必要最低限の記載に止め、保

税地域の所在地を所轄する税関及び課税貨物に係る課税標準額が削除されました（消法30⑧二）。

また、税関長から交付を受ける輸入の許可書類等の記載内容に地方消費税額が加えられました（消法30⑨三）。

(2) 適用関係

平成9年4月1日以後に、国内において事業者が行う課税仕入れ及び保税地域から引き取られる外国貨物について適用され、同日前に、国内において事業者が行った課税仕入れ及び保税地域から引き取った外国貨物に係る消費税については、なお従前の例によることとされています（改正法附則7）。

IV. 中間申告、確定申告

改正のポイント

1. 地方消費税の創設に伴い、消費税の中間申告をしなければならないこととなる直前の課税期間の確定税額は、年3回の中間申告にあっては400万円（現行500万円）超に、年1回の中間申告にあっては48万円（現行60万円）超に引き下げることとされました。
2. 仮決算に基づく中間申告書、確定申告書及び還付申告書には、課税期間中の資産の譲渡等の対価の額及び課税仕入れ等の税額等を記載した書類を添付しなければならないこととされました。

1. 課税資産の譲渡等についての中間申告の改正

(1) 改正の概要

地方消費税の創設に伴い、消費税の中間申告について、年3回の中間申告が必要となる直前の課税期間の確定税額は400万円（現行500万円）超に、年1回の中間申告が必要となる直前の課税期間の確定税額は48万円（現行60万円）超に引き下げることとされました（消法42①、④、⑥、⑧）。

この改正は、消費税の税率引上げ及び地方消費税導入後において、従来の基準との間の均衡を図るための改正です。

(2) 適用関係

平成9年4月1日以後に開始する課税期間から適用することとされ、同日前に開始した課税期間については、なお従前の例（直前の課税期間の確定税額500万円超→年3回の中間申告、直前の課税期間の確定税額60万円超→年1回の中間申告）によることとされています（改正法附則21①）。

2. 確定申告等の添付書類の改正等

(1) 改正の概要

消費税の確定申告等においては、他の税法に見られるような関係書類の添付義務はなく、確定申告書1枚のみを提出すれば足りることとなっています。これは、一般的な消費課税になじみがなかった我が国の実情を考慮して、制度を極力簡素化するという観点によるものですが、結果として、制度の誤解や単純ミス等に基づく法令の適用誤りの原因ともなっています。

こうした状況を踏まえ、税額計算の正確性を期すとともに、納税者にとっての計算の利便性を図る等の観点から、必要最小限の範囲で、税額計算の明細を付表として確定申告書への添付を規定することとされました。

すなわち、仮決算に基づく中間申告書、確定申告書及び還付申告書には、課税期間中の資産の譲渡等の対価の額及び課税仕入れ等の税額の明細その他の事項を記載した書類を添付しなければならないこととされました（消法43④、45⑤、46③）。

なお、具体的な記載内容は、今後、大蔵省令で定められることとなります。

(2) 適用関係

① 添付書類関係

添付書類の改正は、次の中間申告書等から適用することとされています（改正法附則21②、④）。

イ. 仮決算に基づく中間申告書

………中間申告対象期間の末日が平成9年4月1日以後である場合

ロ. 確定申告書及び還付申告書

………平成9年4月1日以後に終了する課税期間

② 現行税率が適用される場合の確定申告書等の記載事項の特例

平成9年4月1日以後に終了する課税期間（仮決算に基づく中間申告を行う場合には、一の課税期間とみなされる中間申告対象期間の末日が平成9年4月1日以後である当該中間申告対象期間）において、改正法附則により現行税率(3%)が適用される課税資産の譲渡等がある場合には、仮決算に基づく中間申告書、確定申告書及び還付申告書に新税率、現行税率ごとの課税標準額の合計額及びその税額の合計額を記載することとされています（改正法附則21③）。



賀詞交歓会 盛大に開催される 会員増強功労者を表彰

本会の平成7年賀詞交歓会が、2月2日(木)、春日部市民文化会館大会議室で開催された。

それに先立って木場康治全法連中国担当顧問による「これからの中華人民共和国」の演題で新春記念講演会が行われ、21世紀は中国の時代と言われ、外貨はアジアに向って動きつつある。

中国は日本にとってかけがえのないパートナーになる。とのお話があった。

午後3時30分から新年賀詞交歓会が開会され、斎藤会長はまづ阪神大震災の甚大な被害にふれ、義援金拠出を呼びかけ、昨冬開催された「社団化10周年記念式典」が盛大に、成功裡に終了したご支援ご協力の感謝、昨秋展開された会員増強運動の結果加入率が過去最高の73.5%と向上し、ご協力頂いた関係機関・団体、役職員への御礼等が述べられた。

会員増強運動功労者に表彰状感謝状が贈呈された。県連会長表彰状を受彰した内藤晴助氏は25社加入の偉業をなし遂げた。

ご来賓の大川春日部税務署長、岡元春日部県税事務所長らから祝辞が述べられた。会場を中会議室に移して懇親会がなごやかに開催され、午後6時参會者の益々のご健康とご発展を祈念して散会した。

にせ税務職員及び不良業界紙にご注意を

最近、「新設法人の税務指導にきた」「税務署の方からきた」と話す、税務署職員と思わせて、新設法人等に対して税務関係の出版物を売りつけたり、入会金、研修会費あるいは購読料を要求する悪質な出版社のセールスマントが横行しています。

税務署では、出版物の訪問販売は一切、行っておりませんし、税務署職員が納税者のお宅などに伺う場合は必ず身分証明書を持っています。「おかしいな…?」、「変だな…?」と思ったら、身分証明書の提示を求めるか、お近くの税務署へお問い合わせください。



祝辞を述べる川上副署長



(社)春日部法人会会长表彰状受彰



講師の木場康治先生

会員増強による表彰状 及び感謝状の贈呈

(順不同)

1. 社団法人埼玉県法人会連合会長表彰状受彰者
岩槻地区会 内藤輪業(株) 内藤 晴助 殿
2. 社団法人春日部法人会長表彰状受彰者
庄和地区会 殿
栗橋地区会 殿
久喜地区会 殿
杉戸地区会 殿
3. 社団法人春日部法人会長感謝状受彰者
 - (1) 功労団体 大同生命保険相互会社
埼玉東支社 殿
 - (2) 税理士会 税理士
石川 利子 殿
 - (3) 大同生命保険相互会社埼玉東支社
大型保障制度推進員 時澤やよい 殿
〃 梶本 芳子 殿
〃 畑中 良子 殿
〃 八木 和子 殿
〃 西村しづ子 殿
〃 大和かつえ 殿
〃 石塚ヒフミ 殿
〃 伊藤美智子 殿
- (4) 地区会
春日部地区会
㈱福田鉄筋 福田 五助 殿
(有)おづみ園 尾堤 英雄 殿
埼玉県信用金庫春日部支店 鬼久保勝臣 殿
埼玉県信用金庫八木崎支店 尾上 長雄 殿
㈱武藏野銀行武里支店 鈴木 英穂 殿
㈱武藏野銀行藤ヶ丘支店 天笠 直樹 殿
㈱あさひ銀行春日部支店 引間 将利 殿
事務局 野口 政治 殿
- 岩槻地区会
㈱松永建設 松永 功 殿
㈱あさひ銀行岩槻支店 斎藤 美嗣 殿
川口信用金庫岩槻支店 山崎 教夫 殿
事務局 内田 敏夫 殿
岩井 容子 殿
- 久喜地区会
㈱埼玉扇 森田 孝 殿

㈱あさひ銀行久喜支店	佐藤 邦雄	殿
㈱武藏野銀行久喜支店	箕浦 肇彦	殿
事務局	松本富美子	殿
蓮田地区会		
㈲ケーテー油商会	黒須 雅行	殿
㈱齊藤運輸	齊藤千恵子	殿
㈱東和銀行蓮田支店	田沼 俊一	殿
事務局	諫訪 祐子	殿
幸手地区会		
(有)益山材木店	益山 貴司	殿
㈱あさひ銀行幸手支店	綱島 春夫	殿
事務局	折原 好伸	殿
宮代地区会		
㈱栗谷商店	栗谷 忠夫	殿
(有)花沢木工	花沢 芳夫	殿
白岡地区会		
事務局	田村 米子	殿
菖蒲地区会		
カネオ興運(株)	尾野 嘉昭	殿
栗橋地区会		
協立運輸(株)	遠藤 勝三	殿
㈱あさひ銀行栗橋支店	月下 寒士	殿
事務局	吉岡 真一	殿
杉戸地区会		
(有)亀岡工芸	亀岡 広司	殿
㈱あさひ銀行杉戸支店	春柳 克己	殿
埼玉県信用金庫杉戸支店	武政 和義	殿
庄和地区会		
㈱三和文具	岩井 勇	殿
関根ハウジング(株)	関根 正男	殿
㈱武藏野銀行庄和支店	原田 敏男	殿
㈱あさひ銀行庄和支店	貝原 利明	殿

源泉所得税の改正あらましの一部を お知らせします。

平成7年分所得税の特別減税が実施されることとなり、給与所得者については、原則として平成7年6月及び年末調整時の2回に分けて、その人の納税額の15%相当額が主たる給与の支払者のもとで還付又は控除されることになりました。

※詳しいことは、税務署又は税務相談室にお問い合わせ下さい。

婦 人 部 会 新 春 研 修 会

去る 2 月 7 日(火)、久喜市三高サロンにおいて、新春恒例の婦人部会新春研修会が催された。浜松医療センター臨床心理士高槻絹子先生を招いての講演会。演題は「ボケは治る～痴呆の早期発見・早期治療」である。ボケないための方法、ボケの発見方法、ボケてしまった時の家族の対応について等々、急速な高齢化がすすむ中、誰もが不安を感じている「痴呆症」を具体的なユーモア溢れる講演に参加者は熱心に耳を傾けていた。非常に身近で深刻な高齢化問題に対する関心の高さが伺える研修会となった。



岩谷婦人部会長挨拶



大川 要春日部税務署長祝辞



斎藤秀智法人会長挨拶



講師の臨床心理士高槻絹子先生



日本舞踊の十川さん



「ボケは治る」のスライド説明を聴く参加者

先生「ボケは治る」のお話は
良かったですね岩槻の部会長さん
中央は川上副署長さん

(社)春日部法人会社団化10周年記念 青年の集い「幸手大会」

関信国税局課税2部次長の新春講演会

3回目になる(社)春日部法人会青年の集い、「幸手大会」が2月21日(火)幸手市コミュニティセンターに於て、春日部税務署川上副署長他多くの来賓をお迎えして青年部会員107名が出席して盛大に開催された。今回から地区会青年部会主管となり地元地区会及び地区会青年部会が創意して計画、準備、設営、片づけ等大へんご協力を頂いた。幸手市のミス桜娘さんのご支援をうけ、司会アシスタント、花束贈呈、阪神大震災災害義援金募金、会場準備等なごやかに進行した。

第一部青年の集いは午後2時から地元の台副部会長の開会の辞に続いて竹ノ内青年部会長が挨拶に立ち、年度初めからの業績と今後の抱負を力強



挨拶をする竹ノ内青年部会長



開会挨拶をする台副部会長



アトラクション風景

く述べた。前田副会長挨拶、ご来賓の春日部税務署川上副署長が大川署長祝辞を代読され、次期開催地土橋蓮田地区会部会長の発表挨拶が行われた。

第二部新春研修会は「ニューヨーク生活3年間を振り返って」の演題で関東信越国税局課税第2部次長宮地秀門様の講演を聴いた。

①3年間の思い出、主な仕事内容 ②ニューヨークの感想 ③アメリカの税金 ④納税思想の有意義なお話を聞き税務知識とニューヨークの現状を学んだ。

第三部懇親会では当日出席した大同生命推進員の紹介が行われ、日本航空㈱芸能研究会による津軽三味線、歌謡曲、土橋亭里う馬師匠の漫談等アトラクションの楽しい一時を語り、明日への健斗を誓い合って午後5時30分散会した。



講師の関信国税局課税第2部次長宮地秀門氏



税務署長祝辞を述べる川上副署長



参加者一同、大同さんも出席

地区会アラカルト

久喜地区 株東武百貨店社長 池田恒治

久喜地区会では、去る2月9日(木)午後4時より三高サロンに於て、春日部税務署川上副署長、法人課税第一部門小林統括官のご来賓をお迎えして第4回役員会が開催されました。

開会に先立ち、阪神地区の物故者に対し、まず黙祷を捧げ、野原副会長の開会のことばと齊藤地区会長のごあいさつを頂きました。各委員会の報告に対し、特に組織の充実と云う事で会員増強の成果が目標を大きく上回る110%の好成績に感謝の意を述べられました。続いて小林統括官の講話は「税金クイズ」や生命保険と税に対する貴重なお話しで、その研修資料も配布されました。最後は森田副会長の閉会挨拶で締括り、第1部の有意義な研修会が行われました。

第2部懇親会並に高山薫殿、叙勲祝賀会が野原副会長の司会で始まり、齊藤会長の挨拶の中で高山先生が勲五等瑞宝章に叙勲された発表がありました。法人会の仲間からこの様な立派な方が出られた事は私たちにとりまして大変名誉でございます。久喜地区会でも記念品を贈り共に喜こび合いました。高山理事よりのお礼の言葉に続いて懇親



記念品贈呈

会に移り、川上副署長様の乾杯の音頭で叙勲の喜こびと親睦を深める事が出来ました。

地区会だより

幸手地区会

幸手地区会では2月8日市内、ホテル、グリーンコアに於て春日部税務署小林統括官をお迎えして研修会並びに新春懇談会を開催しました。研修会は台地区会研修委員長の司会で、ビデオ「マイコとあなたの税ミナール」を放映、続いて小林統括官から「ためになるワンポイント税法・生命保険と税」と題しての講話をいただき、参会者にとっては大へん貴重な勉強をさせていただきました。

研修会終了後は、来賓を交えての懇親会、和やかな雰囲気に包まれながらの時を過ごしました。

(榎本年雄記)



講師の小林法人課税／統括官



研修会に参加した会員

菖蒲町

埼玉県企業局川里工業団地内・流通加工物流センター建設
物流情報システム・小口・多品種・多類度配送に即応 本社・支社・流通加工・倉庫スペース30,000m²
自社運送便(関自賃2第677号) 引越・梱包・ダンボール・家財保管・書類保管等

TESCEMPO

本社:〒346-01 埼玉県南埼玉郡菖蒲町上柏間3282

電話:(0480)85-1100-1234(代表) FAX:(0480)85-4161-4174
東京第一流通加工センター:電話(0480)85-4000(代表) 川里流通加工センター:電話(0485)69-2345(代表)

=想うがまつ=

菖蒲今昔

菖蒲地区会婦人部長 新井はま子



私の住む菖蒲町は歴史をひもといいてみると、今から537年も前の室町時代に菖蒲城が造られ、周辺地域の政治、経済、文化の中心地として栄えました。

菖蒲城は1590年頃まで続き、江戸時代の中頃、見沼代用水が開発されました。それに伴って水田が開発されてあわせて用水路を利用した江戸との通船も始まり、市も開かれました。近隣町村の物資の集散地としてきぎわいをみせるようになりました。

このような変遷を経て昭和29年菖蒲町を中心に小林村、栢間村三箇村、大山村大字上大崎の1町4ヶ村が合併して新しい菖蒲町が誕生したと伝えられています。

私が菖蒲に嫁いだ昭和38年頃にはまだ県道川越古河線（ぞくにいう久喜より桶川線といったほうがわかりやすいと思います。）では道路の巾もせまく、私の家から街の方におつかいにいく時などは大変でした。バスとあってしまうと避難するような広くなった場所もなく、下水道も整備されていませんでしたので車が落ちてしまう事がたびたびありました。

道路は砂利道で道路の側の田んぼには石が入って作物が出来ないほどでした。また雨でも降ろう時には大変でした。車が通ると道路の端によせられた砂利を中央によせたり、水たまりができたりするとなおすために道路工夫さんが時々補修にまわってきました。そんな時、私の家ではよく夏の

暑い日などの昼の休憩場所でした。その人たちのいろいろなところをまわってきての話しなどお茶を飲みながら聞くのを祖父母などは楽しみにしていました。

そしていま主要道路も整備されて、あちらこちらに住宅団地も出来て町も大きく変りました。昨年は合併40周年を迎えるました。いろいろな記念事業も計画されて、私も婦人部として参加しました。

町、庁舎前広場で行われた大産業祭では菖蒲町とゆかりの地、青森県の野辺地町から特別参加があり大盛況でした。私達の婦人部でも模擬店を出し、うどん、みそおでん、おしるこ、コーヒーと長い列ができる、お客様におまたせしておしゃりをうけるほどに売れて大変好評でした。

参加された部員の皆さんのが家の商売よりも一生懸命になってしまった、休むまもなくいそがしかったけれど楽しかったといわれていましたので来年に向かって一步また踏み出したような気がいたしました。

また昨年は6月中旬から7月中旬頃までの1ヶ月あまり、新聞、ラジオ、テレビなどで紹介された事から関東一円より6万人もの見物客で連日にぎわったラベンダーにまた今年もきれいに咲いてみんなをたのしませてくれますようにと願っている今日この頃です。



あやめ祭

クリーニング品の宅配サービス&取次店(売上げの35%バック)
○御希望の方は御連絡下さい。

埼玉県北葛飾郡庄和町大字永沼297番地1

ロイヤル
クリーニング 第一産業株式会社
TEL 048(746)4771(代) FAX 048(746)8904

阪神大震災義援金の拠出について

この度の阪神大震災では、死者が5,500人にも及び周辺の被害状況は深刻であり、犠牲者及び被災者に對しあ悔やみとお見舞を申し上げます。一刻も早い救援と復興が望まれております。

(社)春日部法人会では早速行事の都度、会員の皆さんに義援金の拠出を呼びかけましたところ、2月末現在下表のとおりとなり、夫々日本赤十字社を通じお見舞申し上げましたのでご報告致します。有難うございました。

義援金の拠出

拠出団体名	拠出者	主要行事名	拠出月日	拠出先	拠出金額
(社)春日部法人会	法人会		2月14日	県法連→日本赤十字社	70,000
(社)春日部法人会	会員一同	賀詞交歓会	2月2日	埼玉新聞社→〃	122,032
〃	青年部会員一同	青年の集い	2月21日	〃→〃	43,700
〃	婦人部会員一同	新春研修会	2月7日	〃→〃	92,681
〃	久喜地区会役員一同	役員会	2月9日	久喜市役所→〃	41,000
〃	幸手地区会会員一同	新春研修会	2月8日	日本赤十字社	17,000
〃	宮代地区会会員一同	〃	1月20日	日本赤十字社	30,000
〃	杉戸地区会会員一同	記念講演会	2月4日	読売新聞社→〃	200,000
〃	庄和地区会会員一同	記念研修会	1月27日	庄和町→〃	70,658
合計					687,071

=想うがまゝ=

その2

白岡地区会 櫻井上工務店 井上堅一

私は、最近新聞の読方が少し変わってきました。最近といつても去年10月の法人会海外韓国視察研修旅行に参加してからです。これまであまり目に止めなかった国際面に目が止まるようになってきました。去年訪れた韓国では、どんな動きがあつただろうか、これから訪問希望であるアジアの各国では何が問題になっているのだろうか等々。

これからいくつか目に止まった記事を紹介してみたいと思います。

A S E A NやN I E Sの経済成長率は、'93、'94年と、7%代後半を維持したようですが、その裏側のマイナス面においては、急激な物価上昇があるようです。次の数字は'90年を100とした物価指数だそうです。日本107.2、韓国130.9、香港152.9、台湾116.2、シンガポール120.9、タイ119.4、マレイシア119.0、インドネシア161.6、フィリピ

ン154.7、中国152.5という具合になっているんだそうです。いくら給料を上げても従業員が集まらないと嘆いておられた韓国T D K(株)の水野社長の言葉を思い出しました。

次に、中堅、中小企業106社の海外進出先希望アンケートによりますと、1位が中国、2位がN I E S(韓国、台湾、香港、シンガポール)、3位が北米、4位がA S E A N(タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピン)となっているんだそうです。ではどのくらい日本の産業空洞化が進んでいるのか、'94年は海外生産比率が9%だったそうですが5年後の今世紀末には、20%に達するだろうと予測されているんだそうです。

日本から企業が逃げ出さないためにはどうしたらいいのか、どうしたら日本の産業が活性化するのか大いに考えなくてはならない問題だと感じました。

以上、最近の新聞の読方が変わってきたというお話をでした。



=想うがまつ=

その3

百貨店も

ディスカウント時代に

岩槻地区会 森田 稔

ディスカウントストア全盛の時、百貨店までが
玩具ディスカウントトイザウスに対抗して、玩具

ディスカウント販売に踏み切り、今に百貨店はブランド品の総合ディスカウントストアに化け、中小店は直撃を食らうと指摘されています。

その対策は、身軽な商売人に徹することであり、時流変化に対応することです。お客様は神様の原点を見直し、身軽さを活かして機動性と便利性に徹して、大型ディスカウントに対抗しましょう。

《厚生委員会だより》

1. 大型総合保障制度新規加入の実績について

会員企業の福利厚生の充実を目的として、当制度の普及推進を図っておりますが、今年度の推進目標ならびに2月までの結果につきまして、次のとおりご報告致します。

地区会名	目標数	実績	達成率
春日部	30社	14社	46.7%
岩槻	30社	29社	96.7%
久喜	12社	6社	50.0%
蓮田	12社	3社	25.0%
幸手	12社	10社	83.3%
宮代	4社	5社	125.0%

地区会名	目標数	実績	達成率
白岡	8社	8社	100.0%
菖蒲	5社	5社	100.0%
栗橋	5社	1社	20.0%
鷺宮	5社	5社	100.0%
杉戸	8社	12社	150.0%
庄和	9社	10社	111.1%
合計	140社	108社	77.1%

2. 大型総合保障制度（総合型）には

「天災危険担保特約」が付加されています。

阪神大震災では、死者5,000人以上、負傷者20,000人以上にも及ぶ大惨事となり、全国各地から法人会の大型総合保障制度はこのような場合に支払われるのかという問い合わせが寄せられております。大型総合保障制度（総合型）には、普通傷害保険に「天災危険担保特約」がすでに付加されておりますので地震等の天災によって生じた傷害に対しても保険金が全額支払われます。

3. 法人会の厚生制度を委託しております大同生命埼玉東支社第一営業課長野上昌彦氏が新宿支社第6営業課長として3月1日付で御栄転になり、後任に永沢雅教氏が着任されましたので、会員の皆様にお知らせ致します。

彩の国 の小麦粉
さいたま 「地粉はなみづき」

新井製粉株式会社

蓮田市閏戸3964-7番地 電話 048-766-4157 ヨイコナ

地区会アラカルト (地区内の催し・行事等)

杉戸地区会では、商工会と共に2月4日(土)午後2時より、社団化10周年記念事業の一環として会場の「すぎとピア」に於て新春講演会を開催しました。

講師にアントニオ古賀先生をお招きして「人生はハーモニー」と題してギター弾き語りスタイルで講演が行われました。会場は定刻にはすでに満席となり、多くの町民の皆さんに楽しんでいただきました。新井栄地区会長のごあいさつもあり法人会のPRに大いに寄与出来た一日でした。

(取材・砂川祐亮)



第12回 定期総会開催の御案内

1. 日 時 平成7年5月26日(金)午後1時30分から
2. 会 場 春日部市民文化会館大会議室
3. 第一部 記念講演会 PM 1:30~3:00
「経営者の心と体の健康」
講師 医事評論家 森田浩一郎氏
4. 第二部 定期総会 PM 3:30~4:40
第1号議案 平成6年度事業報告及び収支決算の承認に関する件
第2号議案 平成6年度事業計画案及び収支予算案の承認に関する件
第3号議案 定款の一部改正に関する件
第4号議案 任期満了に伴う役員改選に関する件
春日部税務署長感謝状贈呈
(社)春日部法人会長感謝状贈呈
5. 第三部 懇親会 PM 4:40~6:00
*別途往復はがきをもって4月末頃ご案内申し上げますが、総会に出席できない方は復信はがき委任状を必ずご返送下さい。

▶森田浩一郎氏プロフィール◀

大正14年生れ
本籍・現住所 東京都台東区

医事評論家
昭和26年 国立熊本大学医学部卒業

34年 医学博士の学位授与
55年 上智大学文学部教授
59年 (社)日本医師会常任理事(4期8年)
厚生省、文部省、労働省の審議委員歴任
57年 藍綬褒章

平成3年 日本医師会最高優秀賞
○昭和40年代より医事評論家として、全国各地において講演会及び週刊誌、雑誌に投稿。
○昭和48年よりテレビ各局、ラジオ各局に出演、出演回数は4,000回におよぶ。
○現在ニッポン放送人生相談にレギュラー出演中。